

2006

第8号

平成18年8月1日発行

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会報

ケアマネちゃんぽん

発行責任者：長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会事務局 協議会事務局住所：〒852-8065 長崎市横尾三丁目26-1
TEL095-856-6001、095-814-6688 FAX095-856-6002 E-mail:fujimoto-h@heisei-kai.or.jp

平成18年度長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会総会報告

広報誌編集委員長 川副巧成

平成18年6月7日(水)、平成18年度の長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会の総会が、市町村会館にて開催されました。総会には200名を越す会員の参加を受け、会員諸氏の改正介護保険に対する興味の深さを感じました。



冒頭、大関会長からの「改正介護保険で創設された地域包括支援センターや新予防給付に関係し、介護支援専門員は今、何をなすべきかを考える必要がある」とのコメントをお聞きし、「施行5年、介護保険制度自体の進化へ柔軟に対応できる介護支援専門員像とは・・・？」という視点は、一つの大きな時代の流れを象徴するものだと思います。

また、介護予防の推進を軸とした今般の改正介護保険制度については、「予防」と「介護」という従来給付の見直しに加え、居宅と包括にプランを分割するという「システム」の変更に関する説明が繰り返されました。この点においても、特定高齢者や、要支援1・2という新たな支援層に対し、今後、介護支援専門員がどう関わっていくのか、改正の鍵を握る一つの専門職としての意識を問われているようにも感じました。

さらに総会後半では、昨年度の事業報告と今年度の事業計画およびそれに付随する決算予算の審議が全会一致で決議され、その後、新三役および各委員の確認がなされました。一部、委員等の変更があった旨の報告がなされましたが、新体制の執行部のもと協議会一致団結して改正介護保険への対応に臨む趣旨が確認され、今年度の総会を終了しています。



総会終了後は、研修会「改正介護保険シンポジウム～混乱を解決するには～」と題したシンポジウムが開催され、シンポジストと会員諸氏の活発なディスカッションが行われました。シンポジウムは、録音内容を忠実に文章化し、本号の特集1にてその模様を掲載しております。文章量が多く、一部割愛をしておりますが、原稿の完全版は協議会ホームページよりダウンロードできますのでご利用下さい。 [URL : http://www.cmtyanpon.com](http://www.cmtyanpon.com)



も

<

じ

・特集1 改正介護保険シンポジウム……P 2, 3
～混乱を解決するためには～

・特集2 介護保険改正へのコメント……P 4

・ケアマネかわら版……P 5

・研修会等のご案内……P 6

・TOPICS／編集後記……P 7

特集① 改正介護保険シンポジウム ～混乱を解決するためには～



司会

皆様の日々の業務に関する疑問を解消するためのシンポジウムを開催します。

監修：

長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会



質問 1

新規申請相談について、介護給付か予防か判断がつかない場合にケアマネは訪問してもよいのですか？ ようやく居宅介護支援事業所（以下、居宅）への相談に行き着く利用者も多いため、ケアマネより説明をした上で地域包括支援センター（以下包括）に繋ぐことがベストと考えますが…？

介護保険課

新規ケースは、介護か予防かという問題とは別にまず包括へ相談をして下さい。今は包括の周知徹底が重要であり、今後その活動方針が進めたいと思っています。

質問 2

説明会では、要支援者は要支援 1 へ、そして介護 1 の 6～7 割は要支援 2 へ、残りの方が介護 1 で残ると聞いていました。しかし、現実には要介護 3 から要支援 2 になる場合が出ていますが、認定の方向性が変わったのでしょうか？ 介護と予防では給付幅が大きく変わってしまうのですが…？

介護保険課

4 月からの実績では要介護 1 から新予防への移行は全体の 3 割程度です。審査では直近の状況が結果に反映されるので、介護 3 だった方が予防給付になる場合もあります。

質問 3

居宅の届出後、長期入所や非該当になった方の場合や、予防や介護で給付の行き来があった場合、保険証の居宅の名称は削除できないのでしょうか？ 件数での減算なども含め、突然の対応が困難な場合もあり、給付管理できる利用者の数は正確に把握・管理する必要があります。名称記載があるということは、利用者に対しての責任があり大変重みがあることと認識しているのですが…？

介護保険課

予防でも介護でも、（変更があれば）適宜届出していただければ、給付事務には何ら支障はありません。様式は国で決めていることなので変更の検討はしていません。また、届出の取り消しや保険区分変更に伴う公文書の発行も検討していません。また、長期入所後については、再度申し込みがあった時点で、居宅としてプラン受託の可否を検討すればよいのではないのでしょうか？



質問 4

予防給付のケアプランは別表の類がありませんが、包括やサービス事業所により 7・8 表を求められた場合に、実績提示用の簡素化した様式はないのでしょうか？ 予防給付はシビアで、介護給付と同様の業務量がある以上、効率化を図らないと大変だというのが本音なのですが…？

介護保険課

予防給付の場合は、日程等の調整はサービス事業者でとの見解から、調整業務の負担は減っていると認識しています。給付管理票については、現在、市として独自の様式は検討していません。ただ、包括センターや居宅協議会で作成した給付管理票の案があれば、市としても検討しないわけではありません。

質問 5

予防給付では福祉用具のベッドと車椅子について法的に厳しい状況があります。一方、サービス担当者会議で日常生活上の支障が確認されれば、利用可とも聞いています。長崎市として独自の見解は持たないのでしょうか…？

介護保険課

担当者会議で認められる場合があるのは、車椅子と移動用リフトの一部だけです。ただ、国が定める病態像に該当する場合、軽度者であっても対象となることはあります。この場合、認定調査の中に該当する項目がないので、適切な助言者が参加する会議と、適切な予防マネジメントにおいて給付の対象となる場合がありますね。国との厳密なやりとりの中で決定しているの、市独自の給付スタイルというのはいえなことを理解いただきたいと思います。

質問 6

予防給付の区分変更時ケアプランは誰が作成するのか？

介護保険課

予防給付の方が区分変更して介護給付になった場合、これまでと同様に居宅でやっていただきます。但し、明らかに予防給付に行くだろうと見込まれる場合は、包括で作成することも可能ですし、逆のパターンもあると考えます。

質問 7

特定高齢者に関する対応ですが、利用者宅に在宅福祉関係の書類が届いており、利用に関してはケアマネに相談し、申請する時は介護計画 1、2 と申請書を作成してもらうようにとの内容だったようで、居宅はこの書類について何も聞かされていないのですが…？

すこやか支援課

在宅福祉関係の申請と同意についてはあくまでも本人主体と考えています。文書については、通達でも、ケアマネに対する指示でもなく、利用者の申請支援をしてほしいとの意向で作成された依頼文書です。一部連絡不行き届きに対してはお詫びします。ケアプランと要支援者台帳の提出については、マネジメントの一環として理解いただき、協力をお願いしたいと考えています。



質問 8

4 月の説明会の中で、要支援者台帳など様々な書類を作って欲しいとの要望が市からありました。居宅協議会としては、従来ケアマネが使っているアセスメント表の中で網羅できている情報については可能だと回答したのですが、それ以外の情報についても漏れなく提出ということなののでしょうか…？ また、説明会の表現は、依頼ではなく命令としか受け取れなかったのですが…？

すこやか支援課

情報が網羅されていれば、要支援者台帳の提出は不要です。

介護保険課

説明不足は感じています。近々マニュアルを作成し、配布する予定なので今後とも、ご協力を宜しくお願いします。

質問9

すこやか支援課、介護保険課の窓口が一本化されましたが、窓口対応の改善を検討して頂きたいと思います。また、介護保険課とすこやか支援課の違いを明確に説明して欲しいと思います。

すこやか支援課

制度改正の混乱の中迷惑をかけており、対応についても改善していきたいと思っています。すこやか支援課の担当は包括センターの指導管理、認定審査会の後ろ盾や地域支援事業などです。介護保険課は認定審査、サービスや給付、給付管理や保険料などを担当しています。

質問10

要介護1以上で介護サービスを利用していない方が、配食サービスや家族介護給付などのサービスを利用するときの申請書類作成は包括ですか？行政ですか？

すこやか支援課

介護給付を受給していない方の地域支援事業や家族介護支援事業は、包括センターが窓口です。ケアプランがある方は、居宅の方でお願い致します。

質問11

配食サービスがわかりにくいとの意見が出ています。認定を受けていない状況で配食サービスを受けていた方が新たに認定を受けた場合、あらためて申請を行う必要があると聞いたのですが本当ですか？ また、基本検診を受けていない人は配食サービスの対象にならないと却下されたケースもあるようです。保健師も新しく10数名配置されているわけですね？ 訪問などで様々な利用者に積極的に寄り添う姿勢であって欲しいと思うのですが…？

すこやか支援課

4月から配食サービスは、対処が虚弱高齢者と要支援・要介護で分かれています。虚弱高齢者の場合、2回だったサービスを4回に増やすなどして予防に力を入れる方針です。認定者については、他のサービス利用も可能であり週2回の設定としました。この場合、認定時にサービスを一旦終了し改めて申請となりますが、食事のことですので、手続きさえ踏んでいれば、翌日からサービス対応する努力をしています。また、6月からは検診を受け特定高齢者に区分されないと利用ができません。これは、国からの通達でありそれでやらざるを得ないのです。対象者には2、4、5月末に通知や電話で、さらに保健師が訪問し、基本検診を受けるよう勧める配慮をしてきました。また、検診に行けない、検診を受けたが特定高齢者としてあがってこない場合には医師へも連絡を取るなどして本人へサービスの移行を勧めております。家事支援サービスを利用していた人達には、生活管理指導員派遣事業を同様に進めています。

質問12

包括センターについてですが、対応がそれぞれで違う場合があります。統一した体制・運営を市としてどう考えているのか聞かせてください。また、地域ケア会議などは適切に継承していただきたいと思います。

すこやか支援課

連絡機関を3ブロック設定し合同会を月1回開催しています。さらに包括でも独自の会議で自主的に改善や共通理解の努力をしています。また、包括センターの重要事項説明書の中の法人名と事業概要の記載については、「記載は必須でありかつ適切な分量（2から3行程度）」ということで行政からお願いしています。また、支援困難事例について対応してもらえなかった、とのことですが、今後そのようなことが無いようにしていきます。担当保健師も配置していますので、行政としても同行訪問やケア会議を積極的に開催していく考えです。ただ、現在、包括センターは予防プランの作成に追われている状況があり、まずは予防マネジメントを軌道に乗せた上での地域ケア会議をとこの気持ちもあります。当面はケアマネジャーとの連携を図りつつ会議の継承・発展を今後の課題としたいと考えています。また、すこやか支援課での担当者は、南部は松田、中央は氷室、北部は神尾となっております。

司会

今回の改正は色々あるが、予防プランや運動機能だけを云々言われても、元気な高齢者は生まれません。地域をどう変え、ネットワークをどう作っていくのか大切であり、介護保険改革を成功させるキーポイントであると考えますので、私達も支援していきたいと考えています。

(以下、フロアからの質問)

質問①

予防の場合、住所地によって利用者の担当包括センターも決まっている訳ですから、最初から保険証に包括センターの名称を入れることはできないのでしょうか？ 逆に、介護給付から予防となり、区分変更でまた介護にもどった方の場合には包括の名前が入って戻ってきます。居宅の届けを継続出来ないのは何故なのでしょう？

介護保険課

届出はあくまでご本人の申請として認識しています。それゆえ、単に担当包括センターが決まっているということで、保険証の届出を事前にこちらで済ますということは出来ないというのがルールです。

司会

しかし、本人の選択権はないのでしょうか？ それならば、どの規則を優先するというのではなく、業務効率、経費削減で考えるべきではないかと思いますが…？ (拍手)

質問②

認定結果が月末に届いて、そこから数日間ですべて予防プラン作成、サービス調整、翌月から利用開始という流れは時間的に非常にシビアです。新規の場合だとさらに困難になります。結果通知をサービス開始までの少なくとも2週間前位にできないのでしょうか？

介護保険課

審査会や合議体の円滑な運営、意見書早期回収、事務の効率化や調査員の増員などで可能な限り努力していることは理解していただきたいのですが、審査会まで間の事務手続・機械処理の過程で時間がかかることも確かです。今後の検討課題とさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

その他の意見

オムツ支給申請で、状態は変わらないのに同じ申請を3回も必要としたケースがありました。申請をご家族にお願いすることもある訳ですから大変問題だと感じます。今後、さらに手続きも増えていくのでしょうかから無理・無駄を省き、変えていけるものは変えてサービスの充実を図る必要があるのではないかと思います。

司会

これからの市の適切な姿勢を期待致します。

原文はwebちゃんぽんからダウンロードできます。

特集② 介護保険改正へのコメント

編集担当：松元公博

介護予防の中で
ケアマネの確固たる地位を確立するためには。。。

白十字会ケアプランセンター サン
薬王寺 宏平

介護保険のフルモデルチェンジから3ヶ月が経過しました。思えば6年前、介護保険の施行と同時に介護予防事業がスタートしたわけですが、老人保健行政において介護保険と共に車の両輪として積極的に可動することを期待されていた介護予防事業は介護保険の影に隠れお茶を濁す結果となりました。これは単に行政だけの責任ではなく、私達の視点やプランニング等にも問題があったと思いますが、いずれにしても今後は過去を清算する長い5年間の展開されます。佐世保市においては3箇所直営の地域包括支援センターが配置され、予防プランをケアマネジャーに委託する形態をとっています。ご存知の方もいらっしゃると思いますが県内最低の報酬額（あえて書きません）で作成しており、現在も当初の契約時にはなかった内容等が出現し、業務量も増加傾向にあり、頻繁に包括支援センターとの間でトラブルが発生しています。介護認定についても申請から決定まで2ヶ月弱の期間を要しており、軽度の方についてはサービスを一旦中止等の対応を行っています。そのような現状の中、迅速に予防サービスを提供しなければという思いから、支援計画書の作成においては要支援1・2の方に本来の介護予防の意味からサービス内容を考慮するのではなく、既存のサービス内容を継続して提供することが多くなっているように痛感します。特に新規採用の方については基本チェックリストや基本情報の他に独自のアセスメント様式を作成し情報収集をしないと、心身状態等の把握が困難なうえ、支援計画書への反映や具体的な方法論等の設定も容易ではありません。また充実した予防サービスを提供する事業所の情報収集等、これからの業務はケアマネの創意、工夫そして制度に対しての得心が重要な武器となってくるのではないのでしょうか。

介護バカの壁

長与町地域包括支援センター
勝矢 圭一

制度改正に伴い公私共に生活は一変した。まず勤務先が変わった。そして介護予防のために自転車通勤に切り替えた。改正はというと制度の原点が掘り起こされたものだと考える。介護保険法第四条「国民の努力及び義務」において、当初から介護予防は重要視されていた。「努力を怠ったからシステムが変わった、そしてこれが厳しくなったと捉えられているだけ」であり、各サービスに制限が加わったことについても、「措置時代の基準に戻っただけだ」と自分に言い聞かせている。それにしても一旦梯子を登らせておいて、梯子を外す国のやり方には頭にくる。頭にくるが制度を持続させるには仕方ないことであろう。今後も自己負担率を上げ、要支援を保険制度の枠組みから外す。また特殊寝台等貸与の判断基準を状態像（現例外規定）のみに絞り、配食サービス等の任意事業を廃止する。はたまた、社福法人に固定資産税までもが課せられるなど多くの試練が予測される。韓国でも介護保険が間もなく始まるという。韓国企業の事業所で外国人介護労働者とともに働く日も遠くはないだろう。ケアマネジメントをしながら、刻々と変わる将来を見据え、そのために何をしておかねばならないかというリスクマネジメントが必然的に求められる。制度改正に一喜一憂しながらも現実の中で頑張るしかないのだ。また4月から特に「動機付け」の難しさを痛切に感じている。運動や閉じこもり予防などの必要性は感じていても実効に繋げるのは容易ではない。ケアマネジメントの肝は「心理学」にあるような気がしてならない。とにかく上手に利用者の気持ちを汲んで予防のレールに快適に乗せる、これができればプランの半分は達成できたようなものだ。驚いても人の心は動かないのである。利用者と接していく過程で多くのことを学び、そして考えさせられる。こんなサービスがあればと悩み、もどかしさを感じることも多々ある。ケアマネに嫌気が差したらこういった。「あったらいいサービス」を創り出す遊び心に突っ走っても面白い。まさにシルバービジネスを創出するのである。興味が沸いたことは勉強するし苦にもならない。人間的興奮を体験することで成長するらしい。同じ仕事をするなら、楽しんで成長できるに越したことはない。専門バカにならず自分自身と好奇心に忠実にありたい。そして知的興奮をバンバン味わいたい。仕事でストレスが溜まるなんてまっぴらだ。リラックスして「ちょい不良（ワル）ケアマネ」を目指していきたい。

ケアマネかわら版

編集担当：築城文子

本当に必要な人がおるとに!! 無い袖は振れない!?

私たち用具屋で今回の介護保険改正で1番ショックな事は

ベッドレンタルの抑制だと思います。

今まで明確な基準が無いまま6年が経過し

今年の4月に新たに基準が設けられたわけですが

あまりにも厳しい内容です。

皆様におかれましては大変な選択を強いられておられると思います。

「本当に必要な人がおるとに!! 無い袖は振れない!?!」

介護保険で自立促進は理念の一つではなかったっけ?

利用者様の困惑される気持ちを思うと悲しいです……。

(匿名希望)

日々精進

長い梅雨もようやく明け、本格的な夏がやって参りました。

私どもの事業所も初めての夏を迎え、職員一同熱い心で誠心誠意頑張っております。

さて、介護予防が始まり、3ヶ月が経ちました。疑問だらけの制度だと日々痛感しています。例えば、つい先日まで至れり尽くせりのサービスを提供していた人に「頑張って運動しましょう!」というのでしょうか?

介護予防とは「介抱、看護することを事前に防ぐこと」自立支援とは「自分だけの力で行動し、生活できるように力を貸して助けること」とあります。はたして、運動することに介護予防・自立支援の意味があるのでしょうか?

願わくばひとつ屋根の下、小さいお子様から高齢者の方まで、安心して生活できるような「愛ある介護をそっとパッケージしたいな~」と思うところなのです。

“愛と信頼、そして幸せ”をモットーに日々精進したいと思います。

(匿名希望)

複雑な心境

陽射しが強く紫外線を気にしつつUVグッズを身にまとい訪問している毎日です。

4月より介護保険が改正され担当の利用者に制限ができ居宅介護支援費が減算!

介護予防は制限8人のため長年ずっと2人3脚状態(?) (サービス事業所、家族に支えられながら) 一生懸命在宅での生活を頑張ってきた利用者が次々と要支援で認定があり包括支援センターへ…。利用者からは「ずっと担当してもらえと思っていたのにケアマネは何でそのままじゃダメとね」と言われるたびに、心の中では「私も担当したかったとよ。何で介護1から要支援になったと…」と思いつつ包括支援センターの説明をする自分が悲しい…。

結果が届くまで「介護1」で来るか「要支援2」で来るか、毎月ドキドキして(頻脈になるくらい) 結果を待っているのは私だけでしょうか?!

本当は、一つでも介護度が下がれば自立に向かっていると喜ばなければいけないのに複雑な心境の今日この頃です。

(頑張るUVケアマネ)

※この「ケアマネかわら版」は掲載希望のコメントを募集しています。言わせて欲しい!等、記事内容への賞賛、反論、何でも結構です。掲載希望の方は事務局までご連絡下さい。

研修会等のご案内

編集担当：吉川光義

研修委員のお知らせ

今年度の総会にて、当会の新たな研修委員が承認されました。総会で承認された各研修委員の方々は以下の通りです。

南部ブロック

- ・松島 都 (喜楽苑)
- ・志岐 美津子 (恵珠苑)

中央ブロック

- ・戸村 孝章 (メディカルネットワーク)
- ・竹下 美智枝 (長崎市医師会)

北部ブロック

- ・中尾 勉 (訪看鳴見)
- ・草野 和彦 (長崎みどり病院)

平成18年度 ブロック研修会の開催状況と予定

南部

日時：平成18年7月19日(水) 14：00～

会場：アマランス研修室

研修内容：通所系サービス事業者との交流

※研修会終了後、交流会開催

・平成18年9月

短期入所系サービス事業者との交流、制度改革後の影響についての意見交換

・平成18年11月

介護予防ケアマネジメントの演習

・平成19年1月

各ケアマネが抱えている困った事例についてグループで意見交換

※研修会終了後、交流会開催

・平成19年3月

介護給付ケアマネジメント演習(認知症)

※開催日は未定。時間及び会場はいずれもアマランス研修室で14時から

中央部

日時：平成18年8月17日(木) 13：30～16：30

会場：アマランス研修室①、②

研修内容：①介護保険法改正後の状況報告

・長崎市高齢者すこやか支援課より

②地域包括支援センターとの意見交換

・研修会終了後、18：00より交流会開催

日時：平成18年11月15日(水) 13：30～16：30

会場：アマランス研修室①、②

研修内容：「地域支援事業について」

・長崎市高齢者すこやか支援課 保健師より

日時：平成19年2月15日(木) 13：30～16：30

会場：アマランス研修室①、②

研修内容：業務の効率化と質の向上のための研修

・講師は未定

北部

日時：平成18年7月10日(月) 14：30～17：00

場所：長崎県総合福祉センター

研修内容：①「地域支援事業」特定高齢者の

介護予防事業等について」

・長崎市高齢者すこやか支援課より

②制度改正後の現状について 意見交換

③平成18年度ブロック活動について

(新規加入事業所紹介等)

※研修会終了後、18：00より交流会開催

(長崎厚生年金会館)

平成18年9月、11月に研修会(事例検討等)開催予定

トピックス TOPICS

地域包括支援センターを3ヶ月間経験してみて

新予防給付ケアマネジメントの伝達講習をさせて頂いていた時は、まさか自分が包括の仕事をするとは思わず、「何でも包括にしてもらいましょう。」などと話していました。自分が包括に決まった頃は、覚悟を決めどうにかするしかない、と開き直りました。しかし、例の【8人枠】の影響？で雲行きは一転…。包括の主な業務として、①総合相談・支援や他の必要なサービスとの連携、②介護予防、ケアマネジメントの実施、③包括的・継続的マネジメント、④高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護があり、①・③・④はほとんど機能していないのが現状です。やっている仕事は②が中心であり、要支援1・2の方のケアプラン作成、給付管理業務、委託先居宅との調整、それらのためのサービス事業者との連絡調整…、と完全に【居宅化】しています。当然、介護予防ケアマネジメントは包括の役目ではありますが、私たちのエリアの見込み人数は新予防給付対象者447名（〃 プラン作成者335名）介護予防事業対象者289名であり、委託があったにしても3人で関わるには明らかに無理な数字です。それに加え上記の①・③・④をしなければならないのですから…。諫早市の他の包括も同様の状況であり、このままでは、包括が全く機能しなくなるのは間違いないと思います。しかし、包括を始めてから良いこともあります。それは居宅のケアマネの方々と同行訪問する事が多く、利用者の方々とお会いしていますと諫早のケアマネは立派に信頼関係を築いており良いマネジメントをしている事が良くわかりました。包括が今後どうなるかわかりませんが、微力ながら、頑張っているケアマネさん達の一助になるように頑張っていこうと思います。

諫早市南部地域包括支援センター 池永 悟

事務局便り

平成18年度の会費は、下記口座へ納入をお願い致します。ご不明な点は下記事務局までお問い合わせ下さい。

振込み先：親和銀行滑石支店 普通預金 口座番号 1293640

口座名義：長崎市居宅介護支援事業者連絡協議会 会長 大関政昭

問い合わせ先／事務局（プライエム横尾内） 藤本 博之

TEL 814-6555 FAX 814-6550

編集 後記

皆さん、こんにちは。

新年度より、我々ケアマネジャーをとりまく状況も大きく様変わりしました。介護保険の改訂に始まり、地域包括支援センターの創設、新予防給付、地域支援事業、介護予防プランのスタート等、数限りないのではないかとと思われる様変わりです。

今後、「ケアマネジャーはどうなるのだろうか？」「事業所や利用者はどうなるのだろうか？」と不安に駆られている方々が多いのではないのでしょうか。

今後は、本誌も、周囲の状況の変化を踏まえつつ、ケアマネジャー支援という立場に沿った編集を心がけていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

（古賀の里 林 尚雄）

	ブロック長	副ブロック長
南部	榎本 哲子 (青葉苑)	吉野 紀子 (上戸町病院ケアプランセンター)
		大町 由里 (さんわケアプランセンター)
中央	狩生 賢一 (元船光タクシー株)	林 尚雄 (古賀の里)
		小林 敏子 (長崎県看護協会ケアプランセンター)
北部	大関 政昭 (プライエム横尾)	高橋 律子 (ダイヤモンドスタッフ株)
		橋本 美保 (ケアプランセンターひまわり)
		吉川 光義 (光風台病院)

編集委員会

委員長：川副	巧成 (リエゾン長崎)
委員：濱崎	克裕 (にしきの里)
林	尚雄 (古賀の里)
吉川	光義 (光風台病院)
築城	文子 (大浦診療所)
松元	公博 (ケアプラン工房よかとこ)

中古療養ベッド・電動車椅子・セニアカーあります

- パラマウント キューマアウラベッド2モーター **4点セット**
(本体、マット83幅、サイドレール2本、オーバーテーブル)
..... **80,000円**
- パラマウント キューマアウラベッド3モーター **4点セット**
(本体、マット91幅、サイドレール2本、アジャスターテーブル)
..... **100,000円**
- スズキ セニアカー四輪車ET- 4A
..... **100,000円・150,000円**(新品バッテリー)

福祉用具レンタル・販売・福祉住環境改修工事
長崎市介護用品支給受託事業取扱店

株式会社 **テクノ・スズタ**

無料電話 **0120-121-332**
電話 **095-839-3311**

「ゆとりと笑顔のある暮らし」お届けします。



高齢者と、その家族の快適。
ナショナルの
エイジフリー。

福祉用具から福祉リフォームまで
「快適な住まい」のことなら、
私たちに任せください。

松下電工
エイジフリー介護チェーン 長崎

〒850-0035 長崎県長崎市元船町11-17



0120-854-864 FAX 095-823-6677

アダチライフサービス株式会社

長崎県知事指定 在宅介護サービス事業者の長崎ダイヤモンドスタッフ(株)が

昼でも夜でも年中無休で介護のお手伝いいたします

福祉用具・介護用品の
貸与と販売



在宅介護サービスセンター(本部) 長崎市瀬町2-25 ☎864-0708

福祉用具・介護用品センター 長崎市瀬町2-18 ☎864-1313

福祉用具・介護用品センター 長崎市深堀町1-145-4 ☎832-3000

[三菱重工関連会社]

ds 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社
在宅介護サービスセンター ☎ **864-0708**

福祉用品・介護用品・レンタル&販売
住宅改修

長崎県知事指定福祉用具貸与指定事業



株式会社

長崎県酒販

介護事業室

長崎市出島町15番7号

TEL **095-823-1171**

FAX **095-826-5222**

介護用品・福祉機器 販売・レンタル
医療機器 販売



株式会社

コーセイメディカル

〒852-8132 長崎市扇町10-9

☎ **095-842-4371**

FAX **845-2823**

